

1

奈良県の道路整備に関する取組

■ 県管理道路の整備について

奈良県では、奈良県道路整備基本計画(R1.10改定)の「道路整備の方針」に基づき、道路整備を進めています。事業の透明性を向上し、周辺まちづくりの促進、早期効果発現を図るため、用地取得が概ね完了しているなど、完成に向けた事業実施環境が整っており、開通が見込まれる箇所(一部開通箇所を含む)について、供用宣言箇所として公表を行っています。現在、令和6年度7カ所、令和7年度3カ所の道路の供用予定を公表しています。

■ 供用予定箇所(供用宣言箇所)の周知について

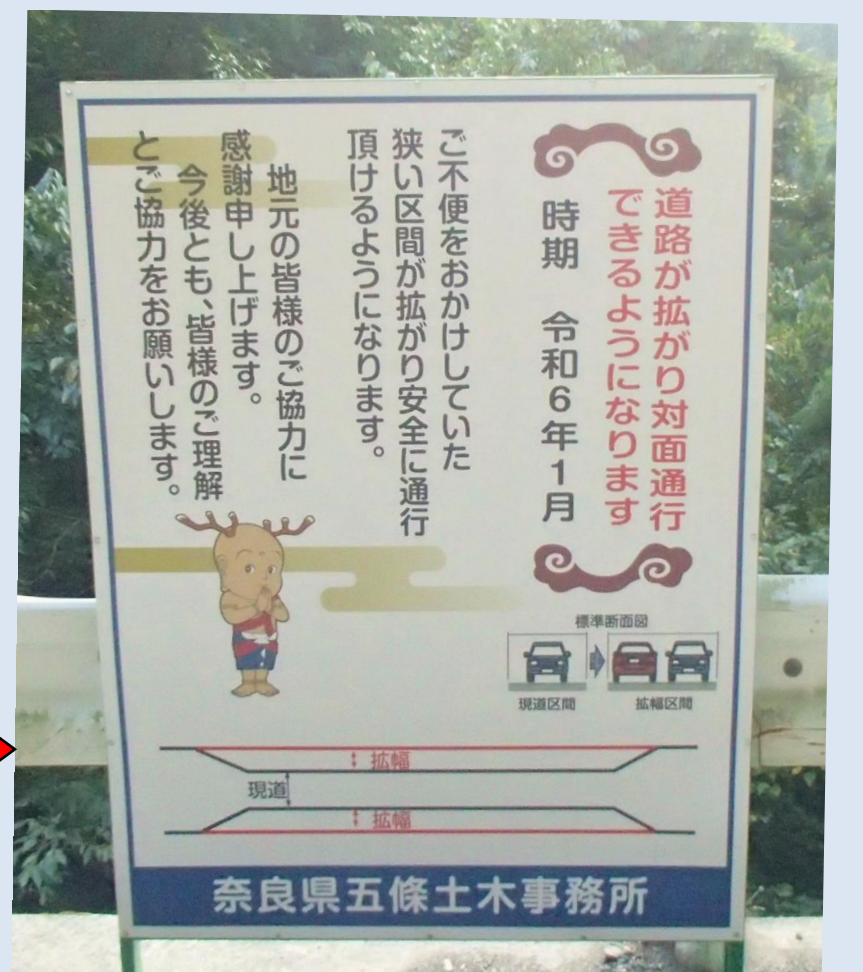
供用宣言箇所については、地域や通行者の方々に、供用予定時期や事業協力へのお礼などをお知らせするため看板を設置しています。

事業箇所での看板設置のようす

(主)桜井吉野線
百市工区



(一)阪本五條線
大深工区



■ 開通式の開催について

県から地域の方々に、事業協力へのお礼をお伝えするため、供用宣言箇所の開通に先立ち関係者の方々とともに、開通式を開催しました。令和5年度は、3月20日に百市工区(桜井市百市)、3月23日に阪本工区(五條市大塔町小代～大塔町阪本)の2箇所で開催を行いました。開通式では、開通式典や鉄入れ、通り初めを行いました。

開通式のようす

